

函 総 災
令和5年(2023年)9月7日

報道機関各位

函館市総務部災害対策課長

大間原発建設差止訴訟 第30回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第30回口頭弁論が行われますので、お知らせします。
また、今回行う予定の口頭説明（プレゼンテーション）の内容については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第30回口頭弁論

1 日 時 令和5年9月12日（火） 15：00

2 場 所 東京地裁103号法廷

3 内 容 訴訟代理人が、東京地裁の弁論更新（裁判官の交代）を受け、これまでの主な主張等について説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

証拠説明書(48) 新たに提出した証拠「書籍『東電役員に13兆円の支払いを命ず！東電株主代表訴訟判決』」について説明するもの。

・被告国

求釈明申立書に対する回答書 シビアアクシデント対策（深層防護の第4層）が機能しない場合（第5層＝住民避難）を想定しているか、また想定していたとした場合、どの規模の原発事故を想定しているか等について、原告が説明を求めたものに対し、回答するもの。

証拠説明書(22) 求釈明申立書に対する回答書に関する証拠を説明するもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 長野
0138-21-3677